

枚方市条例第 31 号

枚方市指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準（第4条）

第3章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第55条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第56条—第59条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第60条—第66条）

第4章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条—第77条）

第5章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第78条）

第2節 人員に関する基準（第79条・第80条）

第3節 設備に関する基準（第81条）

第4節 運営に関する基準（第82条—第84条）

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準（第85条）

第6節 基準該当通所支援に関する基準（第86条—第89条）

第6章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第90条）

第2節 人員に関する基準（第91条・第92条）

第3節 設備に関する基準（第93条）

第4節 運営に関する基準（第94条—第97条）

第7章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第98条）

第2節 人員に関する基準（第99条・第100条）

第3節 設備に関する基準（第101条）

第4節 運営に関する基準（第102条）

第8章 多機能型事業所に関する特例（第103条・第104条）

## 附則

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の定めるところによる。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第3条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第28条第1項において「通所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第2章 指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準

第4条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

### 第3章 児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域（本市に係るものに限る。）に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）

(2) 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 嘱託医

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

(3) 児童指導員又は保育士

(4) 機能訓練担当職員

(5) 児童発達支援管理責任者

第7条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 嘱託医

(2) 児童指導員及び保育士

(3) 栄養士

(4) 調理員

(5) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 言語聴覚士

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

4 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 看護職員

(2) 機能訓練担当職員

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（次項において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合における従業者の配置の基準は、規則で定める。

### 第3節 設備に関する基準

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する指導及び訓練を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）には、次に掲げる設備、備品等を備えなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、第2号から第5号までに掲げる設備は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

(1) 指導訓練室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）

(4) 医務室

(5) 相談室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 前各号に掲げるもののほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備、備品等

2 前条各号に掲げる設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

3 前2項に規定する設備は、第5条に規定する指導及び訓練を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(重要事項の説明等)

第13条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該申込を行った通所給付決定保護者（以下「申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該申込者に対し、第38条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定により書面の交付を行うに当たっては、申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の支給量（次項において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（第3項及び第4項において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(指定児童発達支援の提供の拒否の禁止)

第15条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第16条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第50条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第52条第2項において同じ。）等を勘案し、申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を、速やかに、講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第18条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（障害児通所給付費の支給の申請に係る援助）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに、障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第20条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害児通所支援事業者等との連携等）

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

（通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等）

第23条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を増進させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るも

のとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び費用の額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までの規定による支払を求める場合については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第24条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援を提供するに当たり要する費用のうち、規則で定めるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第27条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の

心身の状況等に応じて、その者に対する指定児童発達支援を適切に提供するとともに、指定児童発達支援の提供に当たっては、必要な注意を払い、その内容が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、指定児童発達支援の内容等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第28条 指定児童発達支援事業者の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援計画は、規則で定める基準に従い作成するものとする。
- 3 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、規則で定める基準に従い、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行うものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第29条 児童発達支援管理責任者は、前条の規定による児童発達支援計画の作成等に関する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
- (2) 他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。



4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に從事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事)

第32条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。第4項において同じ。)において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第34条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、規則で定める場合は、規則で定める健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、規則で定める健康診断の結果を把握しなければならない。

3 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。

(急病時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児が疾病にかかった場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第36条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第37条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程（第44条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(勤務体制の整備等)

第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第40条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待を受けた障害児の保護その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第41条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備え、あらかじめ、医療機関との間に協力体制を整備しておかなければならない。

( 掲 示 )

第44条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の医療機関の名称等その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

( 身 体 的 拘 束 等 の 禁 止 )

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

( 虐 待 等 の 禁 止 )

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

( 懲 戒 に 係 る 権 限 の 濫 用 禁 止 )

第47条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

( 秘 密 保 持 等 )

第48条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

( 情 報 の 提 供 等 )

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものとし、又は誇大なものとしてはならない。

( 利 益 供 与 等 の 禁 止 )

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

（苦情への対応）

第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定により知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じなければならず、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

（地域との交流）

第52条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第53条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援により事故が発生した場合

は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第54条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第55条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を行った日から5年間保存しなければならない。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第56条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第64条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第57条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第65条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第58条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第66条において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第1項に規定する

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定めるとおりとする。

(準用)

第59条 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の配置の基準)

第60条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。)(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
- (2) 児童発達支援管理責任者

(設備)

第61条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、第5条に規定する指導及び訓練を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

(利用定員)

第62条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第63条 第5条、第8条及び第4節(第12条、第24条第1項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条及び第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第64条 指定生活介護事業者であって、人員、設備、運営等について規則で定める要件を満たすものが地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第65条 指定通所介護事業者等であって、人員、設備、運営等について規則で定める要件を満たすものが地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所と

みなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第66条 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であつて、人員、設備、運営等について規則で定める要件を満たすものが地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第63条（第24条第2項、第3項、第4項及び第5項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

#### 第4章 医療型児童発達支援

##### 第1節 基本方針

第67条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第68条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護職員
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに

必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

(準用)

第69条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

第70条 指定医療型児童発達支援事業所の設備は、第67条に規定する指導及び訓練並びに治療を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第71条 指定医療型児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第72条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援を提供するに当たり要する費用のうち、規則で定めるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定医療型児童発達支援事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第73条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第74条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通



所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第75条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(情報の提供等)

第76条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のものとし、又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第77条 第13条から第23条まで、第25条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

## 第5章 放課後等デイサービス

### 第1節 基本方針

第78条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第79条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 嘱託医

- (2) 看護職員
  - (3) 児童指導員又は保育士
  - (4) 機能訓練担当職員
  - (5) 児童発達支援管理責任者
- (準用)

第80条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

第81条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する指導及び訓練を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第82条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第83条 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスを提供するに当たり要する費用のうち、規則で定めるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第84条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、必要な読替は、規則で定める。

#### 第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

第85条 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第58条まで、第78条及び第83条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）

の事業について準用する。

#### 第6節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の配置の基準)

第86条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

(2) 児童発達支援管理責任者

(設備)

第87条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、第78条に規定する指導及び訓練を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

(利用定員)

第88条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第89条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条から第66条まで、第78条及び第83条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

### 第6章 居宅訪問型児童発達支援

#### 第1節 基本方針

第90条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第91条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学

の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

(準用)

第92条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

### 第3節 設備に関する基準

第93条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、第90条に規定する支援を供与するために必要な基準として規則で定めるものに従い設置しなければならない。

### 第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第94条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、最初に訪問するとき及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第95条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域(当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。)以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所

給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第96条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、当該事業の運営についての規則で定める重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(準用)

第97条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第76条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

## 第7章 保育所等訪問支援

### 第1節 基本方針

第98条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第99条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所に、次に掲げる従業者を、障害児の支援に支障がない最小限のものとして規則で定める員数その他の配置の基準に従い置かなければならない。

(1) 訪問支援員

(2) 児童発達支援管理責任者

(準用)

第100条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

### 第3節 設備に関する基準

第101条 第93条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

第102条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第76条及び第94条から第96条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、必要な読替えは、規則で定める。

## 第8章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の配置の基準に関する特例)

第103条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項及び第2項、第7条、第68条、第79条第1項及び第2項、第91条第1項並びに第99条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定

児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあり、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあり、第68条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、第79条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあり、第91条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあり、及び第99条第1項中「事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

（設備に関する特例）

第104条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附 則 [令和元年12月13日公布]

この条例は、公布の日から施行する。